

社会福祉法人花園福祉会 役員等の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人花園福祉会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（宿泊費）等報酬等とは明確に区分されるものとする。

(常勤役員の報酬)

第3条 常勤役員については、当法人職員を兼務し、職員給与を支給していることから、本規程に基づく報酬は支給しないものとする。

(非常勤役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬)

第4条 非常勤役員、評議員及び評議員選任・解任委員は、無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第5条 当法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、支給することができる。支給する場合には、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(費用弁償の支給方法)

第6条 費用弁償は、その都度現金にて支払いを行う。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。